

第3次滝川市環境基本計画策定方針（素案）

1 計画の名称

計画の名称は「第3次滝川市環境基本計画（以下「第3次計画」）」とします。

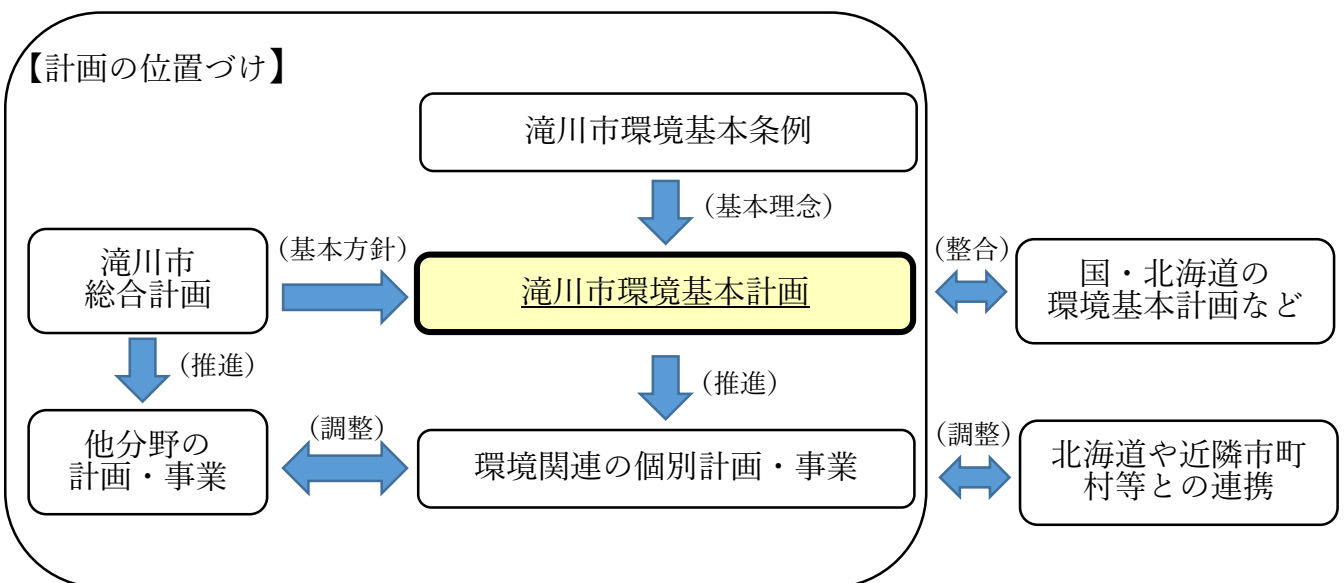
2 策定の趣旨

「滝川市環境基本計画」は、「滝川市環境基本条例」第10条第1項により、策定が義務付けられており、滝川市においては平成18年3月に滝川市環境基本計画を策定し、平成27年3月に第2次滝川市環境基本計画（以下「第2次計画」）を策定しました。本年度をもって第2次計画の計画期間が終了することから、新たな計画の策定が必要となります。今後も、本市の自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同計画の策定を行います。

3 計画の位置づけ

- (1) 「滝川市総合計画」を環境面から具現化していくための指針となるものです。
- (2) 本市における環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すものであり、これに基づき市の各部門における環境の保全に関する施策を立案・実施する指針となるものです。
- (3) 市・市民・事業者・民間の団体が共通認識のもとで、環境の保全に取り組むための指針となるものです。
- (4) 「滝川市地域行動計画」を兼ねるものです。

【計画の位置づけ】

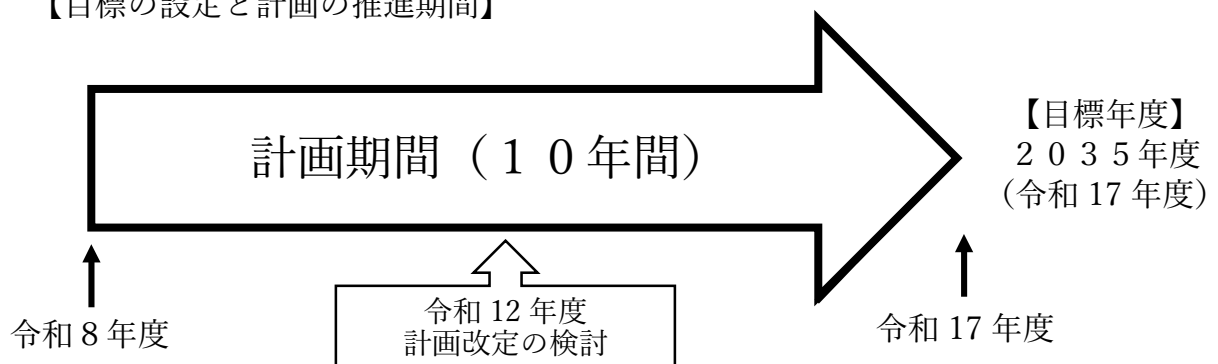


4 計画期間

前計画では、「長期目標」を設定し、この実現に向けて目標を定め、10年の間、具体的な取り組みを展開してきました。

本計画でもこの形式を引き継ぎ、計画の推進期間については令和8年（2026年度）から令和17年（2035年度）の10年間とします。なお、計画目標を達成するための取組を取りまとめた年次報告書を環境市民委員会で毎年、評価していただきます。また、環境を取り巻く状況の変化等を踏まえ、計画の中間年度である令和12年（2030年度）に計画改定の必要性について検討を行うこととします。

【目標の設定と計画の推進期間】



5 計画の対象とする環境（案）

第2次計画策定時は、下記の4つのテーマを計画の対象としていました。第3次計画策定においては、案として参考にいただき、滝川市の課題について考えていただきます。このテーマについては、今後の環境市民委員会での協議を踏まえ設定します。

（1）生活環境

（ごみ問題（3R（リデュース・リユース・リサイクル））、環境美化 等）

（2）地球環境

（環境問題（地球温暖化・大気汚染）、省エネルギー、再生可能エネルギー 等）

（3）自然環境・農業

（森林、河川、農業（地産地消、減化学合成農業・減化学肥料） 等）

（4）環境コミュニティ

（環境を対象とした取組、各種団体（町内会・学校・市民団体）、事業者 等）

6 計画の基本構成

- (1) 計画策定の基本的な考え方
- (2) 目指すべき環境の姿と基本目標
- (3) 各分野の取組における現状と課題（今までの取組状況）
- (4) 各分野の取組（行動）内容
- (5) 計画の推進と進行管理



※平成 27 年 3 月の第 2 次計画では、4 つの基本目標を設定しました。

- ①環境にやさしく資源を有効に活用する循環型社会を目指すまち（生活環境）
- ②エネルギーを大切にし、環境への負荷の少ないまち（地球環境）
- ③身近な自然と触れ合うことでその大切さや素晴らしさを実感できるまち（自然環境・農業）
- ④みんなが学び、共有することにより環境保全の環が広がるまち（環境コミュニティ）
⇒今後の環境市民委員会での協議を踏まえ、第 3 次計画における基本目標を設定します。

7 策定の基本姿勢

第 3 次計画は、策定過程はもとより、策定後も将来にわたって、市・市民・事業者・民間団体が責任をもって、環境の保全・創造に取り組む指針とすることから、次の基本姿勢のもとに策定します。

(1) 市民との協働による計画づくり

情報の共有や対話を通じて、市・市民・事業者・民間の団体が一体となって計画づくりを行います。なお、策定の作業・内容等については、ホームページ等で公開します。

(2) わかりやすい計画づくり（各主体の役割の明示）

施策目標や役割分担を明確にし、各主体（市・市民・事業者・民間団体）にとって、わかりやすい計画を目指します。

(3) 実効性のある計画づくり

目標達成に向けた着実な取組が行えるよう、数値目標を掲げた計画を目指します。

(4) 滝川市環境基本条例を尊重した計画づくり

環境施策の総合的な推進を図るため、滝川市環境基本条例を尊重した計画づくりを目指します。

8 策定の体制

(1) 滝川市

市のさまざまな部門に係る環境基本計画の策定のため、関係各課から必要に応じて適切に情報を収集することとします。

(2) 滝川市環境市民委員会

環境市民委員会は、市長の諮問に応じ、「環境基本計画に関すること」「環境の保全及び創造に関する基本的事項」について調査審議することとします。

9 策定スケジュール

次頁のとおり

令和7年度 滝川市環境市民委員会の進め方について

	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
スケジュール (全7回予定)										①			②			③				④		⑤				⑥					⑦					

回 数	内 容(予定)	
対応計画	第2次滝川市環境基本計画・地域行動計画	第3次滝川市環境基本計画・地域行動計画
1回目 (7月16日)	①委嘱状の交付、②委員長・副委員長の選出、③委員会の進め方等について	
2回目 (8月8日)	①年次報告書の作成及び公表について	②第3次滝川市環境基本計画策定方針（素案）について
3回目 (9月上旬)	報告事項：年次報告書について ①滝川市の環境施策に関する評価報告及び提言書（案）について	②第3次滝川市環境基本計画（骨子案）について ③第3次滝川市環境基本計画ワークショップ1
4回目 (10月中旬)	報告事項：評価シートについて ①滝川市の環境施策に関する評価報告及び提言書（案）について	②第3次滝川市環境基本計画について ③第3次滝川市環境基本計画ワークショップ2
5回目 (11月上旬)	①滝川市の環境施策に関する評価報告及び提言書（案）について	②第3次滝川市環境基本計画について ③第3次滝川市環境基本計画ワークショップ3
11月下旬	滝川市の環境施策に関する評価報告及び提言書の提出	
6回目 (12月中旬)		①第3次滝川市環境基本計画（案）について
12月下旬		委員へ修正（案）送付、修正等募集
1月下旬		パブリックコメントの実施
7回目 (2月中旬)		①第3次滝川市環境基本計画・地域行動計画について